

令和7年度 附属特別支援学校いじめ防止基本方針

大阪教育大学附属特別支援学校
人権課題検討部会

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1. 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼすまさに人権に関わる重大な問題である。全教職員がいじめはもちろん、いじめをはやしたてたり傍観したりする行為も絶対に許さないという姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことがいじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童生徒の意識を育成することになる。

そのためには学校として教育活動の全てにおいて、生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が児童生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童生徒の人格のすこやかな発達を支援するという児童生徒観・指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では児童生徒一人ひとりの人格と人権を尊重し、個別的・集団的指導を通じて発達の可能性をより豊かに実現させることを教育方針として掲げ、自分の可能性を最大限に発揮し、自立・社会参加へ向けて頑張るたくましい子どもを育てることを目標としている。そのためにカウンセラーとの連携や人権に関する研修の充実に取り組んでいる。

いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもと、ここに大阪教育大学附属特別支援学校いじめ防止基本方針を定める。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、当該児童生徒が一定の人的関係にある者から心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、精神的苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことを言われる。

※このほか特別支援学校等では、具体的には好意から行った行動が意図せずに相手の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合や、いじめられていても本人に自覚がなく否定することなども起こりうる。この為、上記に定義されるような態様については、児童生徒の実態や背景と照らし合わせて、その都度丁寧に検証する必要があると考える。

3. いじめ防止のための組織

(1) 名称「人権課題検討部会」

(2) 構成員

校長、副校長、主幹教諭、各部主事（3名）

＊必要に応じて養護教諭、特別支援教育コーディネーター、生徒指導主事を含む。また、スクールカウンセラーに意見を聞くことができる。

(3) 役割

(ア) 学校いじめ防止基本方針の策定と見直し

(イ) いじめの未然防止

(ウ) いじめへの対応

(エ) 教職員資質の向上のための校内研修

(オ) 年間計画の策定と実施及び年間計画の進捗状況のチェック

(カ) 児童生徒の「いじめ」に対する理解力・判断力を育む教育の推進

4. 年間計画

基本方針に沿って、以下の通りに実施する。

4月	いじめ防止基本方針の確認
4月	新年度計画会議
4月	人権研修
4月	「心のアンケート」「体罰防止チェック」項目確認
7月	「心のアンケート」「体罰防止チェック」実施
8月	「心のアンケート」「体罰防止チェック」集約
8月	「心のアンケート」「体罰防止チェック」結果報告
随時	いじめ事案、体罰事案が起きた時の部会の招集、対応

5. 取組み状況の把握と検証（PDS）

「人権課題検討部会」を定例でもち、情報共有を行う。取組みが計画的に進んでいるか、いじめへの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しを行う。

第2章 いじめ防止

1. 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重を徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間、自立活動のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そしてその取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや、人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

2. いじめの防止のための措置

(1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対して児童生徒・保護者からのいかなるサインも見逃さない報告・連絡・相談体制を徹底する。その際、学級担任⇒部主事⇒主幹教諭⇒副校長・校長への伝達とその発覚当日児童生徒の下校までに完結するよう徹底する。日々の状況について保護者と連絡帳等で情報共有したうえで、児童生徒に対する支援を行う。

(2) いじめに向かわない態度・能力を形成するために、自他の存在を認め合い、尊重しあえる態度を養うことや、児童生徒が円滑に他者とのコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。そのために、全学年において日々の教育活動や「自立活動」等の授業で人間関係の形成（他者とのかかわりの基礎に関すること、他者の意図や感情の理解に関すること、自己の理解と行動の調整に関すること、集団への参加の基礎に関すること）について指導・支援を実施・継続・蓄積する。

(3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、普段より児童生徒の生活背景や障がい特性への理解を校内で共有しておく。分かりやすい授業づくりを進めるために個別的教育支援計画に基づく各教科の適切な個別の指導計画を策定する。児童生徒一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めるために日々の授業や行事での取組み、クラスや学年の係活動などで効果的な運営を企画実行する。ストレスに適切に対処できる力を育むために他者に助けを求め相談するスキルを「自立活動」等の授業で学べるようにし、養護教諭とも連携する。またスクールカウンセラーや本学とも連携を取り、いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等がないか、さらに指導の在り方に注意を払うために年1回の人権研修等の校内研修に取り組む。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む取組みとして、日々の授業はもとより、学校行事等への保護者や地域の参観を推進する。

(5) 児童生徒が自らいじめについて学び、取組む方法として、総合的な学習の時間や特別活動（児童生徒会）でのポスター制作、呼びかけ等を促す。

第3章 早期発見

1. 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある児童生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、い

じめが長期化、深刻化することがある。それゆえ教職員には何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

2. いじめの早期発見のための措置

(1) 実態把握の方法として、日々の児童生徒の観察や授業参観日の活用、担任と保護者の日々の情報交換、健康相談やスクールカウンセラーのカウンセリング等を活用する。

(2) 保護者と連携して児童生徒を見守るため、日々の欠席遅刻早退等の連絡や連絡帳を通じて情報共有を継続する。前兆等を感じた場合、担任は保護者と電話連絡・家庭訪問等を行い、直ちに部主事、主幹教諭、副校長、校長へ報告・連絡・相談を行う。

(3) 児童生徒、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できるよう、先ず担任が窓口となる。それが困難な場合は部主事や主幹教諭、が窓口として対応する。

(4) 年度当初の懇談会、PTA 総会、学部 PTA 等で相談体制を広く周知する。学部 PTA、懇談会等により、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。

第4章 いじめに対する考え方

1. 基本的な考え方

いじめにあった児童生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた児童生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。

よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導・支援が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何よりいじめた当事者の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができる考える。

そのような事象に関係した児童生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

2. いじめ発見・通報を受けた時の対応（資料1、2参照）

(1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するよう配慮する。

(2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに部主事及び主幹教諭に報告し、いじめの防止の対策のための組織（人権課題検討部会）と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童生徒から事情を聴き取る等して、いじめの事実の有無の確認をする。

(3) 事実確認の結果いじめが認知された場合、管理職が附属学校課へ報告し、相談する。

(4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、丁寧に行う。

(5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる時は、いじめられている児童生徒を

徹底して守り通すという観点から、附属学校課及び所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。なお児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3. いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

いじめた児童生徒の別室指導や出席停止等により、いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、人権課題検討部会が中心となって対応する。必要に応じて、スクールカウンセラー等の協力を得て対応を行う。

4. いじめた児童生徒又はその保護者への助言

（１）速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる児童生徒からの聴取にあたっては、個別に行う等の配慮をする。

（２）事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

（３）いじめた児童生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。その指導にあたり、学校は複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5. いじめが起きた集団への働きかけ

（１）いじめを見ていたり、同調していたりした児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのためまず、いじめに関わった児童生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の痛みや悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。「観衆」や「傍観者」の児童生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童生徒に徹底して伝える。

（２）いじめが認知された際、被害・加害の児童生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童生徒が他者と関わる中で自らのよさを発揮しながら学校生活を安心して過ごせるよう努める。そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童生徒への対応のありかたを見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動、自立活動を活用し、児童生徒のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。運動

会、文化祭、宿泊学習、校外学習等は、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童生徒が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6. ネット上のいじめへの対応

(1) ネット上の不適切な書き込みがあった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、人権課題検討部会において対応を協議し、関係児童生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

(2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童生徒の意向を尊重するとともに、当該児童生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等の外部機関とも連携して対応する。

(3) また、情報モラル教育を進めるために、教科「情報」に準ずる授業（小学部：せいかつ、中学部：総合、高等部：情報）において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

第5章 その他

(1) いじめ問題に対する指導記録を保存し、適切に引き継ぐとともに情報提供できるシステムを構築するだけでなく、家庭訪問等も活用する。

(2) 校内研修の充実子どもへの支援者がともに学び合ったり、参加体験型の研修を実施したりすることでいじめの防止・早期発見・迅速かつ的確な対応力を培う。そのためにいじめ防止に関わる研修を推進する。

(3) 地域や家庭との連携児童生徒の居住地を中心とした区役所及び子ども家庭センター等関係機関と必要に応じて情報交換をする。起こった事案については、臨機応変の相互協力を強める。

第6章 附則

この大阪教育大学附属特別支援学校いじめ防止基本方針は、平成26年12月9日より施行する。ただし、平成27年3月31日までは施行実施を行いつつ必要に応じて修正を加え、平成27年4月1日より本格実施するものとする。

平成26年12月9日制定

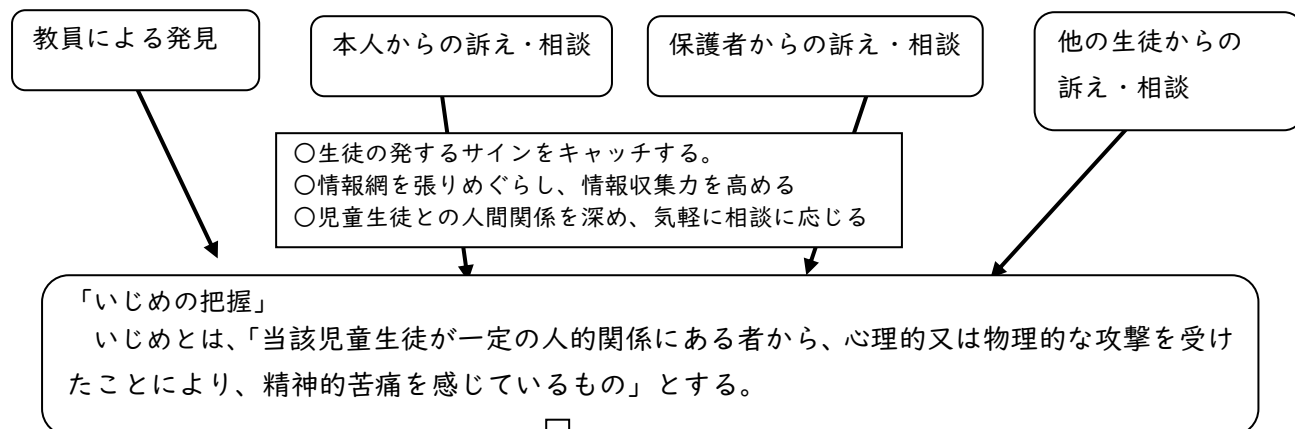
令和2年6月3日改訂

令和3年4月13日改訂

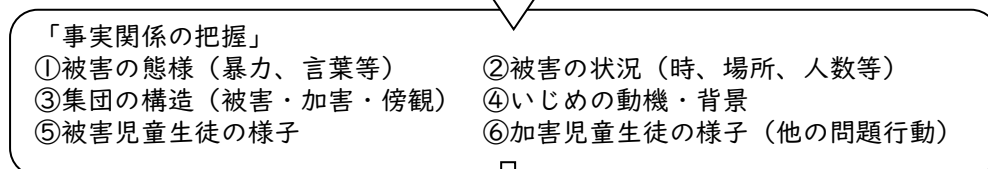
令和7年4月3日改訂

資料Ⅰ いじめ事案の対応フロー

○早期発見



○緊急対応（組織的対応）



関係者への指導・助言

保護者への対応

・訴えを傾聴
・具体策を示す
・協力依頼

被害生徒への援助	加害生徒への指導	まわりの生徒への指導
・心理的事実を受け止める ・具体的援助法を示し、安心させる。 ・良い点を認め励まし自信を与える。 ・人間関係の確立、拡大をめざす	・事実関係、背景、理由等の確認 ・不満、不安等の訴えを十分聴く ・被害者のつらさに気づかせる ・課題を克服するための援助を行う	グループへの指導・学級・学年全体への指導

○中長期対応

①観察、継続支援 ②積極的な生徒指導の充実

資料2 重大事態への対応フロー（学校が調査主体となる場合）

